

特別償却制度（企業立地促進法税制）

【特別償却制度とは】

特別償却制度とは、対象設備について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の取得価額の一定割合を普通償却限度額に加算して償却できる制度。

「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、同計画に従って、一定の要件を満たす機械装置並びに建物等を取得した場合に、当該設備について、特別償却の対象とすることができる。（償却率：機械装置15%、建物等8%）

※租税特別措置法の規定により、平成26年3月31日までに資産を取得し供用開始することが必要です。

【特別償却制度の効果】

初年度は、普通償却だけを実施した場合に比べ、償却費用が大きくなり、その分、課税所得が減少する（その後の償却において課税所得は増加）。このため、費用の前倒しによる課税繰り延べ、投下資金の早期回収効果があり、企業の資金繰りにメリットがある。

〈モデルケース〉

売上	100億円
利益(所得)	10億円
(下記設備償却前利益)	
設備投資額	10億円
(すべて機械とする:耐用年数5年)	



取得設備普通償却額: 10億円 × 50% (法定償却率) = 500百万円…A

取得設備特別償却額: 10億円 × 15% = 150百万円…B

上記修正後利益: 350百万円…C

法人税額: C × 30% (法人税率) = 105百万円

(1年目の納付税額減少効果: B × 30% (法人税率) = 45百万円)

ケース1 (普通償却のみの場合)

単位: 百万円

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間合計
①償却前課税所得	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	5,000.0
②普通減価償却額	500.0	250.0	125.0	62.5	62.5	1,000.0
③特別償却額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
④課税所得	500.0	750.0	875.0	937.5	937.5	4,000.0
⑤法人税額(30%)	150.0	225.0	262.5	281.3	281.3	1,200.0
⑥税引き後利益	350.0	525.0	612.5	656.3	656.3	2,800.0

ケース2 (特別償却を実施した場合)

単位: 百万円

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間合計
①償却前課税所得	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	5,000.0
②普通減価償却額	500.0	175.0	87.5	43.8	43.7	850.0
③特別償却額	150.0	0.0	0.0	0.0	0.0	150.0
④課税所得	350.0	825.0	912.5	956.2	956.3	4,000.0
⑤法人税額(30%)	105.0	247.5	273.8	286.9	286.9	1,200.0
⑥税引き後利益	245.0	577.5	638.8	669.3	669.4	2,800.0
⑦法人税額の差	▲45.0	22.5	11.3	5.6	5.6	0.0

【対象業種】

※()内は日本標準産業分類(平成19年11月改定)の業種番号
※千葉県各基本計画の指定集積業種以外の業種も掲載

海外生産比率の高い業種

- 繊維工業 (11)
- 化学工業 (16)
- 窯業・土石製品製造業 (21)
- 鉄鋼業 (22)
- 非鉄金属製造業 (23)
- はん用機械器具製造業 (25)
- 生産用機械器具製造業 (26)
- 業務用機械器具製造業 (27) (武器製造業除く)
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)
- 電気機械器具製造業 (29)
- 情報通信機械器具製造業 (30)
- 輸送用機械器具製造業 (31)
- 時計・同部分品製造業 (323)
- 眼鏡製造業 (3297)

農林水産関連業種

- 食品製造業 (09)
- 飲料・たばこ・飼料製造業 (10)
- 木材・木製品製造業 (12)
- 家具・装備品製造業 (13)
- パルプ・紙・紙加工品製造業 (14)
- プラスチック製品製造業 (18)
- ゴム製品製造業 (19)
- 各種商品卸売業 (50)
- 飲食料品卸売業 (52)
- 木材・竹材卸売業 (5311)
- 農業用機械器具卸売業 (5411)
- 家具・建具卸売業 (5511)

【投資規模等要件】

〈投資規模要件〉

機械装置: 単価1千万円以上かつ総額3億円以上
建物等: 5億円以上

〈投資規模要件〉

機械装置: 単価5百万円以上かつ総額4千万円以上
建物等: 5千万円以上

〈事業の高度化に資する設備で、下記のいずれかに該当すること〉

- ①新製品・新商品の開発、製造又は取扱のための設備
- ②生産性を向上させる設備 (労働生産性が、従来設備と比べて10%以上向上するもの)

【新製品・新商品とは】

製造業: 当該事業者が反復継続的に提供 (量産提供) していなかった製品・商品又は従来の製品に比べて性能 (例: 集積回路の集積度、燃費など) が、10%以上向上するもの等

卸売業: これまで取引関係を有しなかった顧客の製品・商品又は既存の流通設備では取り扱っていなかった製品・商品等

【労働生産性とは】

製造業: 「物的労働生産性 (= 生産数量 ÷ 従業者数)」又は「価値労働生産性 (= 生産額 ÷ 従業者数)」

卸売業: 「物的労働生産性 (= 取扱数量 ÷ 従業者数)」又は「価値労働生産性 (= 売上高 ÷ 従業者数)」

【手続きの流れ】

- ①企業立地計画承認申請書を県へ提出 (当該計画の着手の15日前までに)
- ②知事の承認
- ③建設工事の着手、資産の取得
- ④法人税確定申告時に「集積区域における集積産業用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付